

伊佐市農業委員会 7 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 9 月 30 日（月）午前 9 時 00 分から 10 時 15 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (24 人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	8 番委員	1 番推進委員	8 番推進委員
2 番委員	9 番委員	2 番推進委員	9 番推進委員
3 番委員	10 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
4 番委員	11 番委員	4 番推進委員	12 番推進委員
5 番委員	12 番委員	5 番推進委員	14 番推進委員
		6 番推進委員	15 番推進委員
		7 番推進委員	

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 2 番委員 3 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
利用状況調査ですが、本日までということでご苦労様でした。
10月からは稲刈りも始まりますが、皆さん体には気を付けて活動をして下されればと思います。
本日は6番農業委員、7番農業委員が欠席で、出席者は11名ですが規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
2番農業委員と3番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料は1ページから3ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が8件、田10筆、畑2筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしと言うことですので、報告2「農地の利用目的変更」について、事務局お願いいたします。

事務局 4ページをお開き下さい。
報告2「農地の利用目的変更」につきまして、去る9月24日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。
土地の所有者である MAさんはお亡くなりになっていますので、その

孫にあたる MSさんの代理申請になります。

住所は伊佐市大口針持に居住され、年齢は27歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字田代前田2440番1、地目は田、地積は2,548㎡で、針持小学校から西へ約1.3kmに位置しています。

申請地は今まで田として利用していますが、水の取り入れ等に問題があるため、今後は盛土をし、畑として農地の有効利用を図りたいとのことで申請されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

5ページをお開き下さい。

番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈市山に居住されている HSさん71歳です。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住されている認定農業者の TTさん66歳で、経営面積は、田262,648㎡、畑37,273㎡、合計299,921㎡であります。

土地の所在地は、伊佐市菱刈市山字野首2185番20で、地目は畑、地積は1,330㎡で、田中小学校から北東へ約700mに位置し、良く管理された畑です。

続きまして、貸借につきましてご説明申し上げます。

7-1ページをご覧ください。

期間は6年から20年で、面積は田15,870㎡、畑4,449㎡の計20,319㎡です。利用権を設定する者の数8名、利用権の設定を受ける

者の数6名です。

土地の詳細につきましては、6ページ番号1から7ページ番号8のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から6番まで、一括で報告をお願いします。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願ひいたします。

整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る9月25日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 UHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字長野1229番外1筆で、地目は田、地積は合計1,415㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、222,560㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る9月20日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたしまます。

申請人 TKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は38歳です。

渡し人 MKさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字新土手759番2外1筆で、地目は田、地積は合計3,043㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、今回の取得分3,043㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る9月26日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたしまます。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 IRさんは、霧島市国分名波町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字コモ古川414番外2筆で、地目は田、地積は合計7,724㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は132,399㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る9月24日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人 社会福祉法人 Hは、伊佐市大口曾木に所在しています。
渡し人 TYさんは、始良市西餅田に居住され、年齢は48歳です。
申請地は、伊佐市大口曾木字荒瀬893番1、地目は畑、地積は469㎡で所有権移転売買であります。
受人の経営面積は4,869㎡で取得可能面積であります。通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地で、現在はH福祉会が大豆を栽培しております。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番について、去る9月20日に現地調査を行いましたので、私4番が報告をいたします。

申請人 SYさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は18歳です。
渡し人 KKさんは、京都府南丹市八木町に居住され、年齢は64歳です。
申請地は、伊佐市菱刈荒田字場ノ木2899番外3筆で、地目は田、地積は合計8,439㎡の所有権移転贈与です。
受人の経営面積は6,037㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わ

	ります。
議長	整理番号6番について、3番農業委員の報告を求めます。
3番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る9月25日に現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。</p> <p>申請人 UKさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は69歳です。</p> <p>渡し人 SAさんは、東京都町田市玉川学園に居住され、年齢は78歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字樋ノ口329番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,937㎡の所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は1,883㎡ですが、今回の取得分1,937㎡と合わせ3,820㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「はい」という声、多数あり。)</p>
4番 推進委員	整理番号5番で、18歳の方が贈与を受けたとありますが、法的には年齢制限が農地法にあるのですか。今回は贈与でしたが、相続の場合はどうか農家の方々に聞かれた場合にどのように指導したらよいかお尋ねいたします。
事務局	<p>農地法3条では年齢制限はありません。ただし、取得要件の中に全部効率利用要件がありますので、今回は受ける方が18歳になりますが、耕作ができるというのが前提にあります。</p> <p>今現在、資料にもあるように6反農地をお持ちで耕作されていて耕作意欲もありますので問題ないと思います。</p>
4番	もし、小学生が贈与を受けたあるいは相続した場合は、農地法では年齢制

推進委員	限はないが、現実的には誰かが耕作しないと農地は荒れてしまうのでその場合の指導はどうしたらいいですか。
事務局	贈与に関しては、仮に小学生の場合ですと要件を満たさないので受けられないです。
4 番 推進委員	18歳はいいんですか。
事務局	この方の場合、既に6反耕作されています。また、農機具等も完備されていますので、問題ないかと思われます。 相続の場合は、農地法の制限許可不要ですので、相続は可能です。仮に未成年の小学生が相続を受けた場合は、後見人の方との協議でどのように農地を管理していくかと言う話になるかと思います。
4 番 推進委員	今回の18歳の方は、既に6反耕作されている。との理由で大丈夫ですという回答に聞こえたんですが。
事務局	今回のSYさんにつきましては、18歳という年齢ではありますが、現在、会社員兼農家ということで、兼業農家でありますので18歳であっても、農地を取得することについて問題はないかと思います。 ただ、農業を営んでいない方で18歳の方については、3条申請による農地の取得はできないと考えます。 今回はたまたま18歳ということで、兼業農家の方が若い年齢の方で目立ったような感じに見えますが、農業経営をされている方として3条申請を受け付けたということです。
議長	外にありませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番から整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。

よって整理番号1番から整理番号6番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、整理番号1番について8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定について、整理番号1番について、去る9月25日、K社員 Tさん立ち合いのもと、7番推進委員、8番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請人は、鹿児島市上福元町に所在する 株式会社 Kで一般法人です。

申請地は、伊佐市大口小川内字上場514番508外1筆で、地目は牧場、地積は合計1,971,231㎡です。

編入目的は、平成25年度から国庫補助事業（畜産基盤再編総合整備事業）を活用して、飼料作物を栽培して放牧牛に採食させる牧場（採草放牧地）も再整備したいとのことで、整備後は農用地区域への編入が要件にあります。

所在地は平出水小学校より北西1.2kmに位置しています。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現場写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長

整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、整理番号2番について、去る9月25日、除外目的である太陽光発電施設を設置する株式会社S社員Hさん立ち合いのもと、4番推進委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈田中に居住されているKEさんです。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番22で、地目は畑、地積は1,954㎡です。

編入目的は、太陽光発電施設設置です。

現況は当該農地を含む一帯が草の茂った農地で、畑に復帰するのは困難と考えられます。

農道を挟んで南西側に隣接している農地は、今年7月29日の第5回総会議案第3号3番で、農振除外が認められております。既に別の事業者により太陽光発電施設の計画があり、電柱スタンスの工事をしております。

所在地は、菱刈庁舎の北東約3.4kmに位置し、東側は農道を挟んで畑、南側は農道、北側は新拓公民館、西側は農道を挟んで畑で、農振除外しても周辺への影響はありません。

除外目的は太陽光発電施設設置で、鹿児島市西別府町に所在する株式会社S代表取締役MS氏が事業者となり、太陽光発電施設を設置する計画になっております。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現場写真、パネル配置図等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。</p>
1 番 農 業 委 員		<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定について、整理番号3番について、去る9月25日、HNのKさん立ち合いのもと、7番農業委員、3番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている HSさんです。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字前田1015番で、地目は畑、地積は1,000㎡です。</p> <p>編入目的は、現在柿木が植栽してありますが、柿木伐根後、普通畑に開墾し今まで以上に農地の有効利用を図り農作物の栽培を行うとのことです。また、隣接する周りの農地は農業振興地域に入っているとのことでした。</p> <p>添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現場写真等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数3件について、3件の意見決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月23日、申請人の代理人 Sさん立会いのもと、5番推進委員、10番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に所在する S 株式会社 UMさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている YTさんで、年齢は35歳です。

本申請は、賃借権で、農地区分は第1種農地、転用目的は試錐調査（ボーリング）で一時転用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之元3366番12で、地目は田、地積は1,481㎡であります。

所在地は、菱刈庁舎から東へ約3kmに位置しており、南側は田、東側も田、北側は宅地、西側は山林で、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8番 農業委員		<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る9月25日、申請人の代理人 M 行政書士立会いのもと、7番推進委員、8番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口白木に居住されている HKさんで、年齢は28歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている HKさんで、年齢は69歳です。</p> <p>本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第1種農地、転用目的は農家住宅となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口鳥巢字一ノ宮水流620番2で、地目は畑、地積は708㎡であります。</p> <p>所在地は、大口文化会館より北へ約1kmに位置しており、北側、南側は宅地、東側は畑、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番、4番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。3番農業委員の報告を求めます。</p>
3 番 農 業 委 員		<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番、4番については一体事業のため一括で報告いたします。去る9月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、2番農業委員、15番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、東京都港区港南に所在する 株式会社 NE 代表取締役 T Mさんで、一般法人です。</p> <p>整理番号3番の譲渡人は、伊佐市大口大島に居住されている SYさんで、年齢は91歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大島字矢芳1117番1で、地目は畑、地積は456㎡であります。</p> <p>整理番号4番の譲渡人は、伊佐市大口大島に居住されている SHさんで、年齢は88歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大島字矢芳1117番3で、地目は畑、地積は764㎡であります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>所在地は、伊佐市農業公社事務所の道路を挟んだ所に位置しており、東西は宅地、南側は山林、北側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われれます。</p> <p>太陽光発電事業であります。パネル設置枚数300枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ</p>

ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る9月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、4番推進委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住されている WRさんで、年齢は55歳です。

譲渡人は、始良市東餅田に居住されている KKさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農業用倉庫となっております。

申請地は、伊佐市菱刈重留字新町原1475番5で、地目は畑、地積は149㎡であります。

現況は既に農業用倉庫が建築されており、周辺は住宅及び空地となっております。

所在地は、田中小学校から西へ約200mに位置しており、平成20年に申請者の父親 WMさんが転用手続きしないで、農業用倉庫を建築したとすることで始末書も提出してあります。

周囲に農地がないため、転用に伴う影響はありません。また、汚排水は市道の側溝に流し処理することになってはいますが、これは現状のままとなります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る9月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、3番農業委員、15番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、大分県大分市大字久土に居住されている HAさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口白木に居住されている STさんで、年齢は56歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口白木字山神1313番30で、地目は畑、地積は1,995㎡であります。

所在地は、すずらんの里から南へ約100mに位置しており、東側は畑、西側も畑、南側は原野、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われ
ます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数350枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る9月25日、申請人の代理人 O行政書士立会いのもと、5番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている TYさんで、年齢は37歳です。

譲渡人は、伊佐市大口上町に居住されている TSさんで、年齢は39歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、農地区分は第1種農地で、転用目的は一般住宅として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番149で、地目は田、地積は398㎡であります。

所在地は、ダイナムパチンコから北へ約200mに位置しており、南側は

雑種地、東側は田、北側も田、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

が、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号8番、9番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。14番推進委員の報告を求めます。

14番推進委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番、9番について、去る9月25日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、6番農業委員、2番推進委員、私14番推進委員の3名で共同調査をしましたので、14番推進委員が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町二丁目に所在する M(株) 代表取締役社長 NTさんで、一般法人です。

整理番号8番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている STさんで、年齢は53歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1438番1外2筆で、地目は畑、地積は合計1,508㎡であります。

所在地は、湯ノ尾橋から東へ約800mに位置しており、東側は畑、西側は田、南側は道路、北側は河川敷で、周囲に与える影響はないと思われま

す。
続きまして整理番号9番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されているKSさんで、年齢は70歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1447番1で、地目は畑、地積は300㎡であります。

所在地は、湯ノ尾橋から東へ約800mに位置しており、東側は畑、西側は田、南側は道路、北側は河川敷で、周囲に与える影響はないと思われま

す。
太陽光発電事業ですが、整理番号8番、9番一体事業でパネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定しております。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 14番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番、9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番、9番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、9件が処分決定いたしました。

- 議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番については取り下げです。
整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。
- 1番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る9月25日、申請人の代理人 SSさん立ち合いのもと、7番農業委員、3番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告いたします。
申請人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住されています。
申請地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字小稚ケ尾2924番外1筆で、地目は畑、地積は合計1,151㎡です。
非農地となった時期及び理由としましては、昭和60年頃、周りの山林と一緒に大城建設の資材置場や駐車場として整備され使用されていました。また、現況は碎石などが敷き詰められています。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。
添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。
委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。
- 議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。
- 議長 議案第5号「非農地証明願」2件申請のうち、1件の取り下げ、1件の許

可が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。9月の月例報告をします。

5日、9月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。

11日に県農業委員会女性委員の会の総会が開催され、2名出席しました。また、11日から12日にかけて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が開催され、1名出席しました。

25日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第7回農業委員会の総会です。

10月の行事予定ですが、4日に10月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。

24日が現地調査です。29日が第8回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、令和元年度 第7回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時15分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 2 番

伊佐市農業委員 3 番